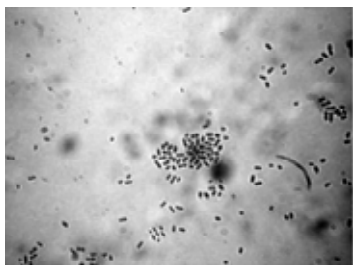


Q:食酢の製造における酢酸菌と産膜酵母の見分け方について教えてください。

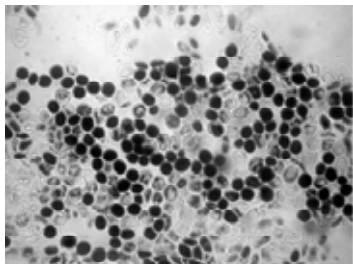
A:産膜酵母は酢酸菌と同様に好気性菌であるため液表面で増殖しますが、酢酸菌の増殖時期と異なることから、生じた膜が酢酸菌なのか産膜酵母なのか判断に迷うケースがあります。両者の判断は長年の経験により培われますが、一般に外観、臭い、手触りの感覚で判断されます。産膜酵母の膜は白色から乳白色で厚みをもっています。また特有の臭いを放ち、手で触った時ねっとりとした感じがします。一方、酢酸菌の膜は白色で厚みは薄く、手で触った時鱗片状に壊れます。また、香りの特徴として酢酸エチル臭があります。

しかし、産膜酵母と一言で言ってもその種類は多く、また状況に応じて状態も変化することから感覚的に判断するには注意が必要です。最終的には光学顕微鏡で観察することをお勧めします。産膜酵母は200倍以上で形を観ることができのに対し、酢酸菌は200倍で観ることはできません。酢酸菌は乳酸菌と同じ細菌類の仲間ですので、1000倍以上の倍率でその形を観察することができます。

産膜酵母が増殖した場合、まずその膜を早急に取り除き、その後状況に応じた対策を講じる必要があります。なお、当センターでは、産膜酵母への対処について技術指導を行っております。



酢酸菌(グラム染色) ×1000



産膜酵母(グラム染色) ×1000

(食品工業部)

Q:住宅に使用できる建材のシックハウス対策はどのような内容ですか？

A:これまでも厚生労働省が定める室内空気汚染の指針値や、任意で利用する住宅性能表示制度がありましたが、今回これに加えて建築基準法という強制力をもった法規制によって全建築技術者に対し、シックハウス対策を義務付けることになりました。

主に次の3項目が改正内容になっています。

内装材の使用制限

ホルムアルデヒド発散建材は使用面積が制限されます。

種別	使用制限 (床面積に対する割合)	性能表記
第1種	使用できない	-
第2種	0.3倍	F
第3種	2倍	F
上位規格	無制限に使用できる	F

改正に合わせて新たに制定された上位規格品なら使用制限はありません。

換気の義務化

24時間常時換気設備の設置が義務付けられます。建材以外の家具やカーテン等から発散されるホルムアルデヒドを考慮して、常時換気できる設備の設置が義務付けられます。住宅などの居室には、換気回数が1時間に0.5回以上の換気量を有する換気設備の設置が必要です。

天井裏等の制限

天井裏等も規制の対象になります。天井裏等(小屋裏、床裏、壁内、物置その他これに類する部分)については、下地材や断熱材などを第3種ホルムアルデヒド発散建材か上位規格品とするか、機械換気設備を設置し、天井裏等も換気できる構造とします。ただし、気密層や通気止めで区画することで室内に空気が流れ込まないようにされた部分は規制対象外となります。

「シックハウス」症候群とは、建材や家具製造の際に利用される接着剤や塗料などに含まれる有機溶剤や防腐剤に含まれるVOC(揮発性有機化合物)の影響により、新築の住居などで起こる、倦怠感・めまい・頭痛・湿疹・のどの痛み・呼吸器疾患などの症状があらわれる体調不良の呼び名です。

(木材工業部)